

事務連絡
平成27年3月13日

各総合振興局（振興局）保健環境部
保健行政室企画総務課 } 各ご担当主査・係長 様
地域保健室企画総務課 }
社会福祉課 }

保健福祉部福祉局施設運営指導課
主査（介護）

平成27年度介護給付費算定に係る体制等に関する届出等の取扱いについて

このことについて、介護報酬に係る算定基準が改正され、加算項目の新設・変更が予定されています。平成27年4月1日から算定を開始するためには、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の提出期限が支給限度額管理対象となっているサービスは平成27年3月25日、その他のサービスは4月1日からと国から示されていますが、3月2～3日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、各都道府県における提出期限の延長について、平成24年度介護報酬改定時と同様との考えが示されたため、次のとおり延長の措置をとることになりましたので、お知らせします。

つきましては、各管内市町村、事業所及び施設に周知されますようお願いいたします。

記

1 提出期限

項 目	期 限
・平成27年4月1日からの体制届（居宅系及び施設系サービス）の各振興局への提出期限	平成27年4月15日
・市町村から地域密着型サービスに係る加算情報等の各振興局への提出期限	4月20日

2 その他

- ・地域密着型サービスに係る届出の提出期限は、各市町村で定めることとなりますが、届出を行った全ての事業所等の報酬請求が可能となるよう、ご配慮願います。
- ・体制届については、国から届出様式が現段階で通知されていないので、通知され次第、速やかに道様式を定め、道ホームページに掲載する予定です。
- ・システム入力作業に係るスケジュールについては、国保連との調整がつき次第、別途ご連絡します。

（連絡先 豊吉 25-227）